第4次八街市男女共同参画計画(案)の概要

計画策定の趣旨

本市では、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいりました。

しかし、「固定的な性別役割分担意識」や「DV等の人権侵害」などの課題は依然として根強く、さらにSDGs（目標5）などの国際的な動向を踏まえた一層の取組強化が求められています。

こうしたこれまでの課題や社会情勢の変化に対応するため、「第4次八街市男女共同参画計画」を策定します。

めざす姿

基本理念を基に、更なる男女共同参画社会の実現に向けて、「男女が互いを尊重し、一人一人が大切にされるまちの実現」を本計画の目標とし、諸施策を推進します。

基本理念

日本国憲法

（個人の尊重と法の下の平等）

男女共同参画基本法

（「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」）

4つの基本目標

- あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進
- 誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現
- 働く場における女性活躍の推進
- 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤づくり

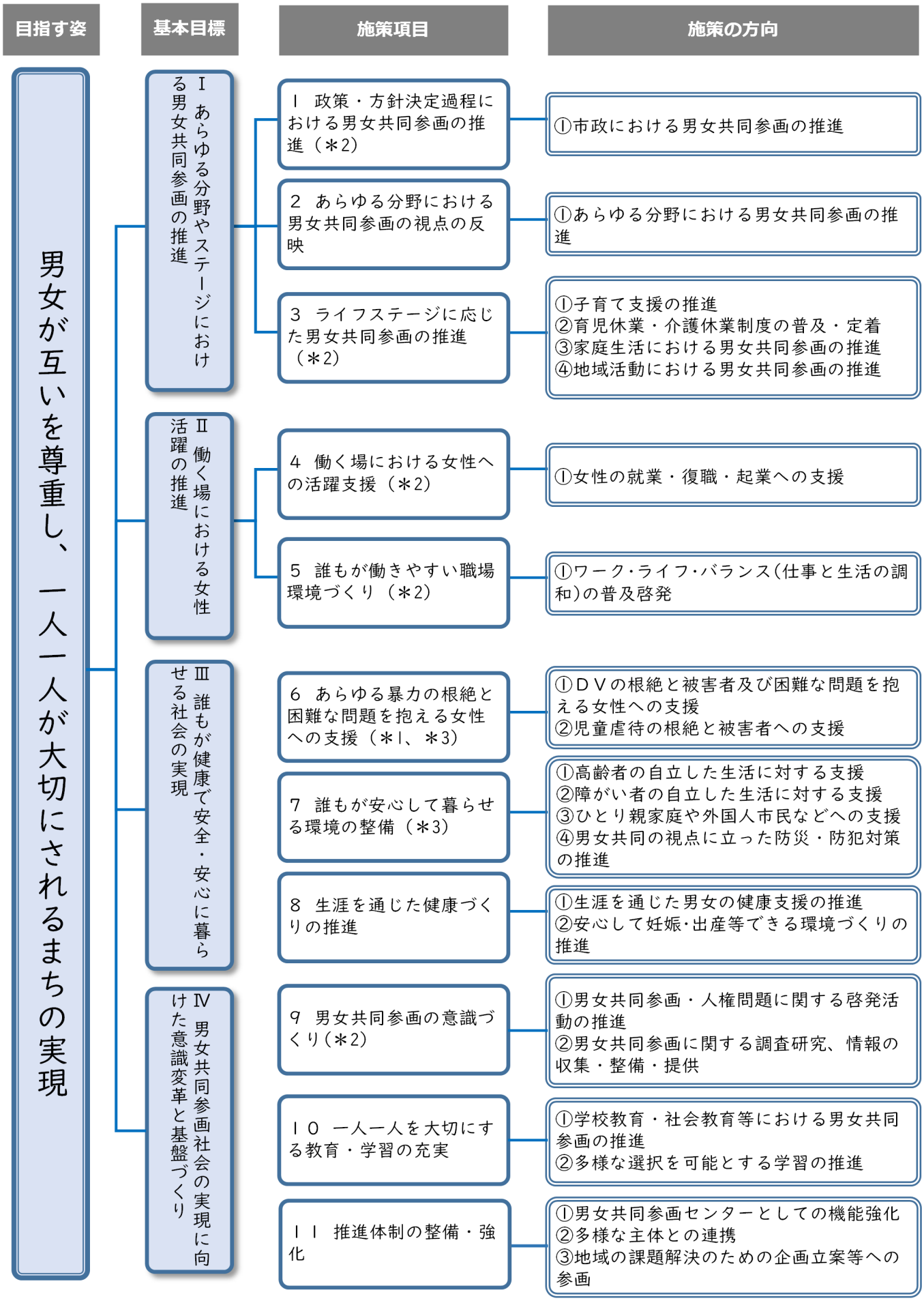

＊1 ＤＶ防止法に基づく市町村基本計画に該当
＊2 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に該当
＊3 女性支援新法に基づく市町村推進計画に該当